

その他のトラブル（加害者から示談のあっせんを求める例）

（申立の趣旨） *申立用紙「申立の趣旨」の4番に記載します。

4 その他（具体的に）

- (1) 申立人は、相手方に、相当額の示談金を支払う。
- (2) 相手方は、申立人を許し、被害届けを取り下げる。

とのあっせんを求めます。

（申立の理由） *具体的に記載して下さい。

1 申立人と相手方の関係

申立人と相手方は、傷害事件の当事者です。申立人の暴行により、相手方は、顔面骨折等全治1ヶ月の重傷を負いました。

2 事件の概要

平成×年×月×日、路上を通行していた申立人に、相手方が肩がぶつかったなどと言いつけつたことから、互いに口論となりました。両者の喧嘩は、最初、小競り合い程度でしたが、次第にエスカレートしていき、ついに、相手方が素手で申立人の顔面を殴ったことから、申立人が逆上し、相手方を柔道の背負い投げで舗装された路面に投げつけてしまいました。

なお、申立人は、柔道の有段者で、元インターハイ候補選手となった経験もあります。

3 事件後の経過

事件後、警察官が呼ばれ、事情聴取されましたが、申立人が反省し、連絡先を教えたことなどから、逮捕はされずに、帰宅することを許されました。

しかし、被害結果が大きく、被害者も納得していないことから、刑事処分がまだ決まらず、最悪の場合、起訴されて、刑事裁判となってしまう可能性もあると言われています。

申立人は、弁護人を通して、何度か示談交渉しましたが、相手方が数百万円との法外な要求をしたこともあり、いまだ示談はできていません。

4 申立人の希望

申立人は、できるかぎり起訴は避けたいと思っており、相手方に相当額の賠償金を支払って、示談することを望んでいます。そのために、適正な示談金の額を示していただき、和解のあっせんないし仲裁をしてもらうよう、お願いします。